

## 事業復活支援金における登録確認機関について

「事業復活支援金における事前確認への協力依頼」（2022年1月18日中小企業庁長官官房総務課）によると、現在、中小企業庁において、以下の機関等から登録確認機関を募集中（登録申込期間：令和4年1月18日～4月15日）

- 1 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、地域の支援センター、よろず支援拠点の実施機関、民間コンサルティング会社等）
- 2 認定経営革新等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関
  - ・商工会及び商工会連合会
  - ・商工会議所
  - ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
  - ・預金取扱金融機関
  - ・都道府県中小企業団体中央会
  - ・生活衛生同業組合
  - ・都道府県生活衛生営業指導センター
  - ・商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 3 その他個別法に基づく士業関連機関・者等
  - ・税理士
  - ・税理士法人
  - ・公認会計士
  - ・監査法人
  - ・中小企業診断士
  - ・行政書士
  - ・行政書士法人
  - ・青色申告会連合会
  - ・青色申告会